

第5回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 次第

日時：平成16年1月28日(水)午後2時30分から

場所：木曾川町役場 2階 中央公民館講堂

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

報告第16号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会委員の変更について(資料1)

(2) 小委員会の会議状況報告

(資料2・3)

(3) 協議事項

総務文教小委員会関係

協議第48号 条例、規則等の取扱いについて (資料4)

協議第49号 一部事務組合等の取扱いについて (資料5)

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて (資料6)

協議第51号 交通関係事業(その2)について (資料7)

厚生小委員会関係

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて (資料6)

経済環境小委員会関係

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて (資料6)

建設小委員会関係

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて (資料6)

協議第52号 上・下水道事業(その2)について (資料8)

(4) その他

・住民説明会の開催状況について (資料9・10)

・次回協議会の開催日程について (資料11)

4 閉会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会委員の変更について

職名	委員区分	選出市町	変更前	変更後	備 考
委員	2号委員 (議員)	尾西市	服部 豊	天野 彰	総務文教小委員会を担当

小委員会の会議状況報告

(平成 15 年 12 月 26 日以降)

- 1 新市建設計画作成等小委員会
第 7 回委員会(平成 16 年 1 月 23 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター第 1 会議室)
【協議事項等】
 - 合併に係る基本的事項について
 - 協定項目 25 新市建設計画(案)について
 - 新市の自治のあり方について
- 2 総務文教小委員会
第 5 回委員会(平成 16 年 1 月 23 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター第 1 会議室)
【協議事項等】
 - (1)協議事項
 - 協定項目 12 条例、規則等の取扱いについて・・・承認
 - 協定項目 14 一部事務組合等の取扱いについて・・・承認
 - 協定項目 21 公共団体等の取扱いについて・・・承認
 - 協定項目 23-07 交通関係事業(その 2)について・・・承認
 - (2)提案事項
 - 協定項目 23-03 電算システム事業について
- 3 厚生小委員会
第 6 回委員会(平成 16 年 1 月 22 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター第 1 会議室)
【協議事項等】
 - (1)協議事項
 - 協定項目 16 公共団体等の取扱いについて・・・承認
- 4 経済環境小委員会
第 5 回委員会(平成 16 年 1 月 22 日開催：一宮地場産業ファッションデザインセンター第 1 会議室)
【協議事項等】
 - (1)協議事項
 - 協定項目 16 公共団体等の取扱いについて・・・承認
 - (2)提案事項
 - 協定項目 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協定項目 23-29 その他事業について
- 5 建設小委員会
第 5 回委員会(平成 16 年 1 月 19 日開催：木曾川町役場 大委員会室)
【協議事項等】
 - (1)協議事項
 - 協定項目 23-23 上・下水道事業(その 2)について・・・承認
 - 協定項目 16 公共団体等の取扱いについて・・・承認

合併協定項目一覧

資料 3

(平成16年1月27日現在)

合併協定項目		該当小委員会					協議状況
1	合併の方式	新市					協議会で確認
2	合併の期日	新市					協議会で確認 ※
3	新市の名称	新市					協議会で確認
4	新市の事務所の位置	新市					協議会で確認
5	財産の取扱い	新市					協議会で確認
6	地域審議会の取扱い	新市					協議会で確認
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務				協議会で確認
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				経済		小委員会で協議中
9	地方税の取扱い		総務				協議会で確認
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務				
11	特別職の身分の取扱い		総務				
12	条例、規則等の取扱い		総務				小委員会で確認
13	事務組織及び機構の取扱い		総務				
14	一部事務組合等の取扱い		総務				小委員会で確認
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	小委員会で確認
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
18	町名・字名の取扱い		総務				協議会で確認
19	慣行の取扱い		総務				
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生			協議会で確認
21	介護保険事業の取扱い			厚生			協議会で確認
22	消防団の取扱い		総務				協議会で確認
23	各種事務事業の取扱い						
- 01	女性政策事業		総務				協議会で確認
- 02	姉妹都市、国際交流事業		総務				協議会で確認
- 03	電算システム事業		総務				小委員会で協議中
- 04	広報広聴関係事業		総務				協議会で確認
- 05	納税関係事業		総務				協議会で確認
- 06	消防防災関係事業		総務				協議会で確認
- 07	交通関係事業		総務				協議会で一部確認
- 08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設	
- 09	保健衛生事業			厚生			協議会で確認
- 10	障害者福祉事業			厚生			協議会で確認
- 11	高齢者福祉事業			厚生			協議会で確認
- 12	児童福祉事業			厚生			協議会で確認
- 13	保育事業			厚生			協議会で確認
- 14	生活保護事業			厚生			協議会で確認
- 15	その他の福祉事業			厚生			協議会で確認
- 16	健康づくり事業			厚生			協議会で確認
- 17	病院事業			厚生			協議会で確認
- 18	環境対策事業				経済		協議会で確認
- 19	農林水産関係事業				経済		協議会で確認
- 20	商工・観光関係事業				経済		協議会で確認
- 21	勤労者・消費者関連事業				経済		協議会で確認
- 22	建設関係事業					建設	協議会で確認
- 23	上・下水道事業					建設	協議会で一部確認
- 24	市(町)立学校の通学区域		総務				協議会で確認
- 25	学校教育事業		総務				協議会で一部確認
- 26	文化振興事業		総務				協議会で確認
- 27	コミュニティ施策		総務				協議会で確認
- 28	社会教育事業		総務				協議会で確認
- 29	その他事業		総務	厚生	経済	建設	小委員会で一部確認
24	その他		総務	厚生	経済	建設	
25	新市建設計画に係る事項	新市					

<協議状況について>

小委員会で協議中	小委員会で提案され協議中になっているもの
小委員会で確認	小委員会で確認され協議会へ提案することになっているもの
協議会で協議中	協議会で提案され協議中になっているもの
協議会で確認	協議会で確認されたもの
協議会で確認 ※	協議会で一旦確認されましたが後日改めて詳しい事項が決定されるもの

条例、規則等の取扱いについて（協定項目第12号）

条例、規則等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	条例、規則等の取扱い
調整方針	条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

協議状況	
提案	平成16年 1月28日
協議	平成16年 1月28日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	条例・規則等の取扱い			
調整の方針（案）	条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	具体的な調整方針
現況	例規集掲載本数 条例 223本 規則 233本 その他（規程、規約等） 169本 （平成15年4月1日現在）	例規集掲載本数 条例 209本 規則 164本 その他（規程、規約等） 213本 （平成15年4月1日現在）	例規集掲載本数 条例 176本 規則 125本 その他（規程、規約等） 106本 （平成15年4月1日現在）	条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。 ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
関係法令	<p>◎地方自治法(抄) (条例)</p> <p>第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。 3 《略》</p> <p>(規則)</p> <p>第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。 2 《略》</p>			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	条例・規則等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15. 3. 1	条例、規則等は、廿日市市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。
	新居浜市	H15. 4. 1	新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、 1. 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。 2. 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。
	田原市	H15. 8. 20	田原町の条例・規則を適用するものとする。ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に関する条例・規則については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

一部事務組合等の取扱いについて（協定項目第14号）

一部事務組合等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	一部事務組合等の取扱い
調整方針	尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

協議状況	
提案	平成16年 1月28日
協議	平成16年 1月28日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	一部事務組合等の取扱い			
調整方針（案）	尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 一部事務組合	尾張農業共済事務組合 尾西地方特定公共下水道管理組合	尾張農業共済事務組合 尾西地方特定公共下水道管理組合	尾張農業共済事務組合 尾西地方特定公共下水道管理組合 尾張市町交通災害共済組合 愛知県市町村職員退職手当組合	尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。
2. 協議会	尾張西部広域行政圏協議会	尾張西部広域行政圏協議会	尾張西部広域行政圏協議会	尾西市及び木曾川町は、それぞれ合併の日の前日をもって脱退するものとする。
3. 土地開発公社	一宮市土地開発公社	尾西市土地開発公社	尾張土地開発公社	合併の日の前日までに尾西市は尾西市土地開発公社を解散し、木曾川町は尾張土地開発公社を脱退する。
4. 職員共済組合	愛知県都市職員共済組合	愛知県市町村職員共済組合	愛知県市町村職員共済組合	尾西市及び木曾川町は、それぞれ合併の日の前日をもって脱退するものとする。

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

協議項目	一部事務組合等の取扱い		
先進事例	西東京市	H13.1.21 新設合併	一部事務組合については、2市は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。 協議会については、2市は合併の前日をもって当該協議会から脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。
	さいたま市	H13.5.1 新設合併	埼玉県浦和競馬組合及び埼玉県都市競艇組合は新市において現行どおり組合に加入する。 埼玉県南水道企業団は合併の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。
	新居浜市	H15.4.1 編入合併	別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
	田原市	H15.8.20 編入合併	赤羽根町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	一部事務組合等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法（昭和22年・法律第67号） 第252条の2〔協議会の設置〕 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部若しくは普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体若しくは普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 （第5項～第6項 省略）</p> <p>第284条〔組合の種類及び設置〕 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部又は普通地方公共団体及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。</p> <p>この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。 （第3項～第6項 省略）</p> <p>第286条〔組織、事務及び規約の変更〕 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては、自治大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りではない。 （第2項 省略）</p>

公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）

公共的団体等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 1月28日
協議	平成16年 1月28日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1)2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2)2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3)独自の団体は、現行のとおりとする。		
項 目	一宮市	尾西市	木曾川町
総務・選挙	一宮市明るい選挙推進協議会	尾西市明るい選挙推進協議会	木曾川町明るい選挙推進協議会
企 画	一宮市民憲章推進協議会	尾西市民憲章推進協議会	
	一宮市防犯協会		
		尾西市防犯交通協会	
	一宮市地域交通安全会 一宮カンガルークラブ連絡協議会	一宮カンガルークラブ連絡協議会	カンガルークラブ
学校教育	一宮市学校保健会	中島地方学校保健会	葉栗郡学校保健会
社会教育	一宮市小中学校PTA連絡協議会	尾西市小中学校PTA連絡協議会	郡PTA連絡協議会
	一宮市文化団体協議会	尾西市文化協会	木曾川町文化協会
	一宮市レクリエーション協会		
	一宮民俗芸能連盟		
	一宮市地域女性団体連絡会		木曾川町地域婦人会(部)
	一宮市女性グループ連絡会		
	地域学校外活動推進委員会		
	一宮スカウト連絡協議会		
	一宮市青年OB連盟		木曾川町シニアリーダーズクラブ
	日本宇宙少年団一宮分団育成会		
一宮市国際交流協会	尾西市国際交流協会		
体育教育	一宮市体育協会	尾西市体育協会	木曾川町体育協会
	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部
	西尾張体育協会	西尾張体育協会	西尾張体育協会
消 防	一宮市少年婦人防火委員会		
	一宮市危険物防火安全協会	尾西市危険物安全協会	木曾川町危険物安全協会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3) 独自の団体は、現行のとおりとする。		
項 目	一宮市	尾西市	木曾川町
福 祉	一宮市民生児童委員協議会	尾西市民生委員協議会	木曾川町民生委員児童委員協議会
	一宮保護区保護司会一宮支部	一宮保護区保護司会尾西支部	一宮保護区保護司会木曾川支部
	一宮市更生保護女性会	尾西市更生保護女性会	木曾川町更生保護婦人会
	一宮市社会福祉協議会	尾西市社会福祉協議会	木曾川町社会福祉協議会
	一宮市社会福祉事業団		
	一宮市戦災遺族会		
	一宮市遺族会連合会	尾西市遺族会	木曾川町遺族会
	一宮市英霊戦災死没者奉賛会		木曾川町護国神社奉賛会
	一宮市傷痍軍人会	尾西市傷痍軍人会	木曾川町傷痍軍人会
	一宮市傷痍軍人妻の会		木曾川町傷痍軍人妻の会
	一宮市原爆被災者の会	尾西市被爆者友の会	一宮地区原爆被災者の会
	一宮市身体障害者福祉協会	尾西市身体障害者福祉会	身体障害者福祉連合会
	一宮市視覚障害者福祉協会		
	一宮市聴覚障害者協会		
	一宮市手をつなぐ親の会		ねっこの会
	尾張地区聴覚障害者後援会		
	精神障害者尾張地域家族会	精神障害者尾張地域家族会	精神障害者尾張地域家族会
	一宮市肢体不自由児者父母の会		
	一宮市シルバー人材センター	尾西市シルバー人材センター	木曾川町シルバー人材センター
	一宮市老人クラブ連合会	尾西市老人クラブ連合会	木曾川町老人クラブ連合会
	一宮市児童育成連絡協議会	尾西市子ども会育成連絡協議会	木曾川町子ども会連絡協議会
	一宮市母子寡婦福祉会	尾西市白ゆり福祉会	木曾川町母子福祉会
	日本赤十字社一宮市地区	日本赤十字社尾西市地区	日本赤十字社木曾川町分区
	一宮市地区献血推進協議会		
	一宮市赤十字奉仕団	日赤尾西市地区奉仕団	
	愛知県共同募金会一宮市共同募金委員会	愛知県共同募金会尾西市共同募金委員会	愛知県共同募金会木曾川町共同募金委員会
	一宮市介護サービス事業者連絡協議会	尾西市介護サービス事業者連絡会	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市	尾西市	木曾川町
福 祉	一宮市居宅介護支援事業者連絡会		木曾川町介護支援専門員連絡会議 木曾川町地域福祉ネットワーク会議
健 康	一宮市医師会	尾西市医師会	葉栗郡医師会
	一宮歯科医師会	愛知県歯科医師会中島支部尾西歯科医会	一宮歯科医師会
	一宮地区薬剤師会	一宮地区薬剤師会（尾西支部）	一宮地区薬剤師会
	一宮助産師会		一宮助産師会
	一宮鍼灸按師会		
	愛知県柔道整復師会一宮支部	愛知県柔道整復師会一宮支部	愛知県柔道整復師会一宮支部 木曾川町健康づくり食生活改善協議会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1)2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2)2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3)独自の団体は、現行のとおりとする。		
項 目	一宮市	尾西市	木曾川町
農 林 水 産	一宮市4Hクラブ	尾西市4Hクラブ	
	一宮市女性農業者会議	尾西市女性農業者会議	
	一宮市猟友連合会	尾西市猟友会	木曾川町生活改善グループ
	愛知西農業協同組合	愛知西農業協同組合	愛知西農業協同組合
	一宮市地域農政推進協議会	尾西市水田農業推進協議会	木曾川町水田農業経営確立対策推進協議会 木曾川町生産調整推進対策調査研究会
	いちのみや緑と花の診療所		
	一宮市畜産農業協同組合		
	木曾川漁業協同組合	木曾川漁業協同組合	木曾川漁業協同組合
	一宮食品商業協同組合	一宮食品商業協同組合	一宮食品商業協同組合
		尾西市採種組合連合会	
商 工 観 光	尾張西部オペレーターグループ推進連絡会	尾西市オペレーター協会 尾張西部オペレーターグループ推進連絡会	木曾川町玉葱採種組合 木曾川町オペレータークラブ 尾張西部オペレーターグループ推進連絡会
	一宮職業訓練協会	一宮職業訓練協会	
	一宮地方労働推進協議会		
	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部	尾西市青少年育成協議会 愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部
	一宮商工会議所	尾西市労務会 尾西市商工会	木曾川町商工会
	大規模小売店舗立地法連絡会		
	尾西毛織工業協同組合	尾織青年会 尾西毛織工業協同組合	尾西毛織工業協同組合
	尾北毛織工業協同組合		尾北毛織工業協同組合
	尾州綿スフ織物工業組合	尾州綿スフ織物工業組合	尾州綿スフ織物工業組合
	愛知県燃糸工業組合	愛知県燃糸工業組合	愛知県燃糸工業組合
尾西化合織貿易振興会	尾西化合織貿易振興会	尾西化合織貿易振興会	
一宮繊維卸商団体連合会			
日本毛織物元売卸商業組合一宮支部			
一宮市観光協会			
一宮消費生活改善グループ	尾西市商店街連合会 尾西消費生活学校	木曾川町消費生活学校すみれ会	
環 境	資源回収推進協議会		
	再生資源協同組合		木曾川町再生資源協会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
調整方針(案)	公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。 (1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。 (3) 独自の団体は、現行のとおりとする。		
項 目	一宮市	尾西市	木曾川町
建設	木曾川沿川濃尾連携の会	木曾川沿川濃尾連携の会	木曾川沿川濃尾連携の会
	一宮市緑化推進市民協議会	尾西市緑の募金	木曾川町緑の募金委員会
	一宮市千秋みどりの少年団		
	一宮猿海道特定土地区画整理組合		
	一宮伝法寺土地区画整理組合		
	外崎区画整理推進協議会		
	宮田用水土地改良区	宮田用水土地改良区	宮田用水土地改良区
	木津用水土地改良区		
	西成土地改良区	尾西市土地改良区	木曾川土地改良区

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	甘日市市	H15. 3. 1	<p>公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p>
	静岡市	H15. 4. 1	<p>新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>
山県市	H15. 4. 1	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>(2) 3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	公共的団体等の取扱い
関係法令	<p>◎市町村の合併の特例に関する法律(抄) (国、都道府県等の協力等)</p> <p>第16条 1～6 《略》 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>◎地方自治法(抄) (公共的団体等の監督)</p> <p>第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。 2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。 3 《略》 4 《略》</p>
備考	<p>【公共的団体等】</p> <p>「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わない。 (行政実例 昭和24年1月13日)</p> <p>「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。 (学説「逐条地方自治法」)</p>

交通関係事業について（協定項目第23-7号）

交通関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	交通関係事業（その2）
調整方針	交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。

協議状況	
提案	平成16年 1月28日
協議	平成16年 1月28日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総文教部会 企画分科会

協議項目	交通関係事業			
調整方針(案)	交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
20 交通安全教育	1 子供・高齢者を対象に交通安全教室を実施 14年度実績～幼児・保護者 34件 小学生・保護者20件 高齢者 18件	1 子供・高齢者を対象に交通安全教室を実施 14年度実績～幼児・保護者 12件 小中学生 8件 高齢者 5件	1 子供・高齢者を対象に交通安全教室を実施 14年度～幼児・保護者 8件 小学生・保護者1件 高齢者 5件	交通安全教室は、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。
	2 交通指導員4人を委託 (警備会社に委託、交通安全教室の指導、尾張一宮駅前の信号での安全誘導等を行う。) *小学生の交通安全の確保については登校時にPTAが対応	2 交通安全指導員7人を市内小学校(7校)に配置し、登下校の交通指導を実施 *他にも交通安全教室及び啓発活動等参加する。 *小学生の交通安全の確保については登校時にPTAが対応(7校中6校)	2 交通指導員制度なし *小学生の交通安全の確保については登校時にPTAが対応	一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通安全指導員は、合併後一定期間内に廃止するものとする。
	3 カンガルークラブ 尾西市と一宮カンガルークラブ協議会を設置(4保育園、2幼稚園が加入) (目的)幼児交通安全教育の正しい発展と交通事故のない明るい家庭・地域の実現を図るとともに各カンガルークラブの連携による交通安全教育の充実と普及を図る。	3 カンガルークラブ 一宮市と一宮カンガルークラブ協議会を設置(1保育園、1幼稚園が加入) (目的)幼児交通安全教育の正しい発展と交通事故のない明るい家庭・地域の実現を図るとともに各カンガルークラブの連携による交通安全教育の充実と普及を図る。	3 カンガルークラブ 木曾川町単独でカンガルークラブ設置(町内8保育園が加入) (目的)幼児にあつては事故の危険を予測し、それに対処する態度と効力を身につけさせ、保護者にあつては事故防止に万全の注意を払うなど、幼い命を交通事故から守るために交通安全知識の高揚を図ることを目的とする。	カンガルークラブ協議会は、合併時に統合するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総文教部会 企画分科会

協議項目	交通関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調整方針
	さいたま市	H13.5.1	交通対策事業については、市民生活の安全確保の観点から引き続き推進するものとする。 放置自動車対策等については、合併後速やかに統一を図る。
	廿日市市	H15.3.1	佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。
	山口市	H15.4.1	高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。 (1) 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。 (2) 料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。 (3) 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。
	田原市	H15.8.20	1 交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 2 巡回バス等については、新市において検討する。 3 その他交通に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

上・下水道事業について（協定項目第23-23号）

上・下水道事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	上・下水道事業（その2）
調整方針	<p>(1) 上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。</p> <p>(2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。</p> <p>(3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>

協議状況	
提案	平成16年 1月28日
協議	平成16年 1月28日
確認	平成 年 月 日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

建設部会 水道・下水道分科会

協議項目	上・下水道事業（その2）			
調整方針（案）	(1) 上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。 (2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 (3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 会計	○ 上・下水道 1 会計 上下水道事業会計ともに企業会計方式による。 2 予算規模 ・水道事業会計 72億円余 ・下水道事業会計 110億円余 ※H14年度当初予算規模	○ 水道 1 会計 水道事業会計は企業会計方式による。 2 予算規模 水道事業会計 10億円余 ※H14年度当初予算規模 ○ 下水道 1 会計 下水道事業会計は特別会計方式による。 2 予算規模 公共下水道事業特別会計 20億円余 ※H14年度当初予算規模	○ 水道 1 会計 水道事業会計は企業会計方式による。 2 予算規模 水道事業会計 8億円余 ※H14年度当初予算規模 ○ 下水道 1 会計 下水道事業会計は特別会計による。 2 予算規模 下水道事業会計 10億円余 ※H14年度当初予算規模	合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。
2. 受益者負担金（下水道）	1 対象 下水道整備区域内の全ての土地（公共用地等は除く） 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等 3 負担金の額等 別添資料1参照	1 対象 供用開始区域（農地・駐車場等下水道を利用しない土地は除く） 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等で下水道を使用する者 3 負担金の額等 別添資料1参照	1 対象 下水道整備区域内の全ての土地（公共用地等は除く） 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等 3 負担金の額等 別添資料1参照	合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 1. 単位負担金額を一宮市に合わせる。 2. 受益者の定義については、一宮市及び木曾川町の制度に合わせる。 3. 農地以外の一団の土地で1,000㎡を超える広大な土地については、その超える部分について10年間徴収を猶予する。 4. 農地は、農地以外に転用するまで徴収猶予する。 5. 徴収猶予したのものには、報奨金制度は適用しない。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針																						
3. 受益者負担金の徴収事務（下水道）	<p>1. 徴収方法 3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分ける。 ・3年全納（報奨金制度有り） ・前納（報奨金制度有り） ・期別 督促手数料 徴収しない。 延滞金 徴収する。</p> <p>2. 納期 第1期 6月1日から6月末日 第2期 8月1日から8月末日 第3期 10月1日から10月末日 第4期 翌年1月4日から1月末日</p> <p>3. 前納報奨金 前納報奨金の率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">納期前の 納期数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報奨金交 付率(%)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">納期前の 納期数</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報奨金交 付率(%)</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </table>	納期前の 納期数	3	4	5	6	7	報奨金交 付率(%)	4	5	6	7	8	納期前の 納期数	8	9	10	11	報奨金交 付率(%)	9	10	11	12	<p>平成15年度から実施。 申込み方式なので受け付け時に一括徴収。 公共下水道接続申込みをした受益者から徴収する。</p>	<p>1. 徴収方法 3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分ける。平成16年度から実施。 ・3年全納（報奨金制度有り） ・期別 督促手数料 徴収しない。 延滞金 徴収する。</p> <p>2. 納期 第1期 8月1日から同月31日 第2期 10月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 翌年2月1日から同月末日</p> <p>3. 前納報奨金 納期前に納付した受益者に対し、納期前の納期数に応じて、前納報奨金を交付する。 交付率10%</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>
納期前の 納期数	3	4	5	6	7																					
報奨金交 付率(%)	4	5	6	7	8																					
納期前の 納期数	8	9	10	11																						
報奨金交 付率(%)	9	10	11	12																						
4. 取付管布設工事事務（下水道）	<p>取付管布設工事 ・請負 設計、監督及び検査 198件</p> <p>※一筆の土地の面積が500㎡まで毎に取付管1カ所を公費で負担</p>	<p>取付管布設工事 ・請負 設計、監督及び検査 0件</p> <p>※全て公費負担、ただし、2カ所目からは、11万円/カ所の受益者負担金を徴収する。</p>	<p>取付管布設工事 ・請負 設計、監督及び検査 0件</p> <p>※一筆の土地の面積が500㎡まで毎に取付管1カ所を公費で負担</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>																						

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
5. 給水申込みに伴う手数料（水道）	1. 受託工事制度 ー 無 2. 手数料の調定及び収納 ・設計審査手数料 1,917件 ・分岐監理手数料 1,118件 ※ 設計審査手数料 4,200円/件 ※ 分岐監理手数料 4,200円/件	1. 受託工事制度 ー 有 2. 手数料の調定及び収納 ・設計手数料 326件 ・工事監督費 307件 ※ 設計手数料 設計額の100分の3 ※ 工事監督費 直接工事費の100分の3	1. 受託工事制度 ー 有 2. 手数料の調定及び収納 ・設計審査手数料 105件 ・工事検査手数料 102件 ※各手数料額 口径25mmまでのもの 500円/件 口径25mmを超えるもの 1,000円/件	合併時に一宮市の制度に合わせる。 受託工事制度は経過措置期間(1年)を設けて廃止する。
6. 給水装置工事業者の指定等事務（水道）	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定事業者数 123社 ・指定申請の処理（公告） ・指定事項の変更 ・事業の廃止 ・主任技術者の選任、解任処理 2 指定給水工事業者の指定手数料 10,000円/件	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定事業者数 123社 ・指定申請の処理（公告） ・指定事項の変更 ・事業の廃止 ・主任技術者の選任、解任処理 2 指定給水工事業者の指定手数料 10,000円/件	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定業者数 37社 ・指定申請の処理 ・指定事項の変更 ・事業の廃止 ・主任技術者の選任、解任処理 2 指定給水装置工事業者登録手数料 5,000円/件	合併時に一宮市、尾西市の制度に合わせる。
7. 排水設備工事の申請に伴う手数料（下水道）	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数 1,044件 2. 手数料の調定及び収納 設計審査手数料 1,439件 取付監理手数料 18件 ※設計審査手数料 1,050円/件 ※取付監理手数料 8,400円/件 （基準以外）	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数（実績無し） 0件 2. 手数料の調定及び収納 設計審査手数料 0件 取付監理手数料 0件 ※設計審査手数料 無料 ※取付監理手数料 無料	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数（実績無し） 0件 2. 手数料の調定及び収納 設計審査手数料 0件 取付監理手数料 0件 ※設計審査手数料 無料 ※取付監理手数料 無料	合併時に一宮市の制度に合わせる。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8. 下水道排水設備指定工事店の指定等事務（下水道）	1 排水設備指定工事店の指定に関する事務 ・ 指定工事店数 120店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事店の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新 2 排水設備指定工事店の指定手数料 10,000円/件 3 責任技術者証発行手数料 525円/件	1 排水設備指定工事店の指定に関する事務 ・ 指定工事店数 0店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事業業者の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新 2 排水設備指定工事業業者の指定手数料 10,000円/件 3 責任技術者登録手数料 2,000円/人	1 排水設備指定工事店の指定に関する事務 ・ 指定工事店数 0店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事店の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新 2 排水設備指定工事店の指定手数料 10,000円/件 3 責任技術者登録手数料 2,000円/件	合併時に一宮市の制度に合わせる。

受益者負担金	公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等に受益者として建設費の一部を負担していただくもの。					
料金体系						
	一宮市	尾西市		木曾川町		
負担金の額	単位金額（円/㎡）×土地の面積 単位金額（円/㎡）＝140円～190円 ※負担区毎に相違	住宅、店舗、事業所等（集合住宅以外のもの）		単位金額（円/㎡）×土地の面積 単位金額（円/㎡）＝400円 ※負担区毎に相違		
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
		165㎡以下	8万円		165㎡以下	10万円
		165㎡超330㎡以下	10万円		165㎡超330㎡以下	12万円
		330㎡超3,000㎡以下	12万円		330㎡超3,000㎡以下	14万円
		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円
		5,000㎡超	30万円		5,000㎡超	30万円
		集合住宅（アパート、マンション等）				
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
2万円×戸数		2万5千円×戸数				
但し最低金額10万円とする。		但し最低金額12万円とする。				
徴収回数	12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能	一括納付のみ		12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能		
前納報奨金制度	納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率4%～12%	無		納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率10%		
徴収猶予・減免	一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%	無		一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%		

受益者負担金2市1町比較表(集合住宅以外)

地積㎡	一宮市(190円/㎡)	尾西市 (平成19年4月1日以降)	木曾川町(400円/㎡)	調整方針(190円/㎡)
50	9,500	100,000	20,000	9,500
100	19,000	100,000	40,000	19,000
150	28,500	100,000	60,000	28,500
200	38,000	120,000	80,000	38,000
250	47,500	120,000	100,000	47,500
300	57,000	120,000	120,000	57,000
350	66,500	140,000	140,000	66,500
400	76,000	140,000	160,000	76,000
450	85,500	140,000	180,000	85,500
500	95,000	140,000	200,000	95,000
550	104,500	140,000	220,000	104,500
600	114,000	140,000	240,000	114,000
650	123,500	140,000	260,000	123,500
700	133,000	140,000	280,000	133,000
750	142,500	140,000	300,000	142,500
800	152,000	140,000	320,000	152,000
850	161,500	140,000	340,000	161,500
900	171,000	140,000	360,000	171,000
950	180,500	140,000	380,000	180,500
1,000	190,000	140,000	400,000	190,000
1,050	199,500	140,000	420,000	農地以外の一団の土地で1,000㎡を超える広大な土地については、その超える部分について10年間徴収を猶予する。
1,100	209,000	140,000	440,000	
1,150	218,500	140,000	460,000	
1,200	228,000	140,000	480,000	
1,250	237,500	140,000	500,000	
1,300	247,000	140,000	520,000	
1,350	256,500	140,000	540,000	
1,400	266,000	140,000	560,000	
1,450	275,500	140,000	580,000	
1,500	285,000	140,000	600,000	

※ 木曾川町のみ接続ますの設置工事費(約35,000円相当)が公費負担となっている。

合併住民説明会開催状況

開催日時	開催会場	参加者数
1月17日(土)10時から	一宮市消防本部大会議室	50名
1月17日(土)14時から	尾西市民会館ホール	170名
1月17日(土)19時から	木曾川町中央公民館講堂	110名
1月18日(日)10時から	尾西市立大徳小学校体育館	42名
1月18日(日)14時から	尾西市立三条小学校体育館	59名
1月20日(火)19時から	一宮スポーツ文化センター小ホール	49名
1月21日(水)19時から	一宮市民会館大会議室	42名
1月24日(土)10時から	尾西市立朝日西小学校体育館	31名
1月24日(土)14時から	尾西市立朝日東小学校体育館	44名
1月25日(日)10時から	尾西市立起小学校体育館	44名
1月25日(日)14時から	尾西市立小信中島小学校体育館	36名
11会場		延べ677名

合併住民説明会における主な質疑等

(1/17～1/25 分、件数のないものはすべて 1 件)

《総括的事項～基本的項目等》

- ・市名の変更に伴い住所変更等何らかの手続きが必要になるか。また、その費用はどうなるか。(2 件)
- ・新市の名称が一宮市に決まったが、新しい名前になると思っていたが、腰砕けになってしまった。もっとこだわってほしかった。
- ・分庁方式をとることについて、交通アクセスは考えているか。
- ・合併を先延ばしにしたとしても、その後合併することはできるが、合併してしまったらもう分離できないので慎重に行うべきではないか。
- ・今回の説明資料のようなものをもっと早く出してほしかった。住民投票の判断を下すために、この説明会に出ていない人には、協議内容をどうやって PR していくか。

《住民サービス等個別施策》

- ・合併後 2 年後、3 年後に調整するという項目が多く見受けられるが、調整期間を設けずにすぐに統一すべきではないか。
- ・一宮市に合わせるというだけでなく社会的弱者への配慮をより残した調整をしてほしい。福祉について後退のないようにお願いしたい。(2 件)
- ・合併すると木曾川町の良いところなくなるのではないか。
- ・敬老金の支給が廃止されることになっているが続けてほしい。(2 件)
- ・ねたきり老人等見舞金(月額 5,000 円)が尾西市にはないという説明であったが、もっと金額の高い家族介護慰労金(年額 10 万円)の支給が廃止となる。敬老金の廃止をして財源をねたきり老人等見舞金に充てるといわれたが、納得いかない。
- ・一宮市の消防団の操法大会が廃止されるのは団員の理解が得られているのか。地域の安全のために続けていくべきではないか。
- ・尾西市の無料巡回バスは、どうなるか。全市に広げてほしい。(2 件)
- ・現在の尾西市の保育料、上下水道料金、国民健康保険税が一宮市、木曾川町に比べてかなり高いのはどうしてか。
- ・木曾川町で合併後適用される市街化区域内農地課税について教えてほしい。
- ・スポーツ施設は合併するとどうなるか。総合体育館は遠くにできるが、アクセスや駐車場の問題はどうか。また、駐車場は無料をお願いしたい。
- ・町内会組織は、当面現行のとおりとされているが、交付金等の金額はどのように調整されていくのか。

- ・木曾川町で実施している小中学校の少人数学級は引き続き行ってほしい。また、全市で行うこと可能か。(2件)
- ・合併後、農業委員会委員はどうなるか。
- ・合併後、身体障害者の雇用を拡大してほしい。

《新市建設計画》

- ・対等の精神を持ち続けて、新市建設計画の策定に取り組んでほしい。
- ・木曾川町の保育園について耐震化等の施設整備を進めてほしい。
- ・例えば、各地域に公民館をつくるなどの条件を設け合併を行うべきである。
- ・身体障害者専用の体育館を建設してほしい。
- ・新市建設計画に児童館の建設が載っていないが、児童館建設は進めるのか。
- ・新市の端に総合体育館などの大きい箱物1つにお金をかけるのではなく、各地域にコミュニティセンターなどをつくってほしい。(2件)
- ・7つの礎 主要事業の中で産業の振興「たくましい産業が躍動するまちづくり」とあるが、繊維産業の振興を考えているのか別の産業を考えているのか。
- ・新市建設計画にある粗大ごみ処理施設は新しく建設するのか。
- ・一宮市の将来の人口が減っていくとされているが、根拠はどこにあるか。
- ・新市建設計画にある主要事業は、合併するからできるものか、合併しないとできないものか。
- ・企業誘致を積極的に行ってほしい。
- ・中心部と周辺部の格差について手を打ってもらえるか。
- ・主要事業では、尾西市の事業が他市町に比べて少なすぎる。北部公民館の建設を入れてほしい。もっと対等に主張するべきである。
- ・1月23日の新市建設計画作成等小委員会で谷市長がベッドタウンというのはマイナスのイメージがあるので名古屋の副都心としたいと発言されたが、一宮駅のリニューアル、駅前周辺の整備、マンションの建設で新住民の流入を目指すとかはあるが、尾西市のことはなんとも言っていない。尾西市は一体どうなっていくのか。良くなるとは感じられない。

《財政運営》

- ・尾西市の住民投票の結果、合併しないということになったら、今後の財政推計はどうなるか。(2件)
- ・財政推計の中で、総投資額と個々の事業の開始年度を教えてください。
- ・財政状況が厳しいのに財政推計を見ると、合併する場合としない場合とで事業費が241億円、市債が217億円も増える。ほしいものと必要なものとは違うと思うが、将来私たちの借金が増えてしまうことになるが大丈夫か。(2件)

- ・ 合併した場合としなかった場合で、市債が 217 億円、公債費が 60 億円増えるがその差は借入残高として残るといふことか。
- ・ 2～3 年の調整期間を設けているものが多く見受けられるが、それについての財政推計はどうなっているか。
- ・ 少子高齢化するといふながら、財政推計上扶助費が増えていない。少子高齢化対策が見えてこない。
- ・ 平成 26 年度以降の財政推計はどうなるか。
- ・ 合併しなかった場合の財政推計がほとんど赤字になっているが、本当にこうなるのか。一方、合併した場合は黒字になっているがそうならないときはどうするか。(5 件)
- ・ 合併後 10 年間で職員を 333 人削減するとなっているが、少なすぎるのではないか。民間委託をもっと進めれば、もっと削減できるはずだ。
- ・ 財政推計の歳入で、市債が毎年加算されているがそれは返済していくのか。
- ・ 合併した場合の財政推計で、地方交付税が増えていて、国県支出金はあまり増えていないが、将来これくらい出てくるものなのか。
- ・ 財政推計で合併する場合としない場合で市債が 217 億円増える。合併しない場合は歳入歳出の差し引きが 10 年間のトータルで 156 億円の赤字となっている。また、普通建設事業費が 241 億円の差があるが、ほとんどやらないといけない事業しかないと説明があったのに合併しない場合に入っていない事業があるのはなぜか。また、それはどの事業か。
- ・ 財政推計の職員の給与水準はどのレベルで見込んであるか。全国的に見て上の方か、下のほうか。
- ・ 合併特例債 400 億円があるといふても、認定がなかなか難しくて事業がはねられることが多いと聞いている。そうすると、市の持ち出しが増えてしまうのではないか。

《議員、職員関係》

- ・ 合併後の議員報酬はどうなるか。一宮市に合わせるのか、それぞれの現在の報酬のままとするのか。できるだけ負担のかからないようにしてほしい。(5 件)
- ・ 議員の任期について在任特例を採った理由は何か。また、そうすると議員数が 78 人になるが、議場はどうするのか。(2 件)
- ・ 在任特例の後は法定の定数(上限 46 人)となるとのことだが、尾西市及び木曾川町の議員数が減ることに不安がある。
- ・ 現在の市町職員はどうなるか。また合併後職員が 333 人削減するとなっているが、その人たちについては何か対応されるのか。(2 件)
- ・ 今の職員給料、議員報酬は高額過ぎる。職員、議員を含めもっと下げるべき。また、期末手当をやめるべき。

《住民投票》

- ・2月29日の尾西市の住民投票について賛成・反対の見通しはどう考えているか。
- ・住民投票で反対票が多かったら、合併協議はどうするか。合併はやめるのか。(2件)
- ・住民意識調査の結果を見てから住民投票をしたいが、住民意識調査の結果を投票日前に出せないか。
- ・2月29日の住民投票では投票率が50%を超える自信はあるか。また、投票率が50%を超えなかった場合、開票せずに、合併するとして議会に提案すると表明されているが、合併に賛成されなかったものと判断し、合併しないとするべきではないか。
- ・木曾川町で住民投票は考えていないか。

合併協議会・各小委員会開催日程 (案)

資料 10

	合併協議会	新市建設計画 作成等小委員会	総務文教小委員会	厚生小委員会	経済環境小委員会	建設小委員会
2月 (3月)	3月3日(水) 14:00～ 尾西市商工会館3階 研修大ホール	2月18日(水) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	2月25日(水) 14:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室		2月16日(月) 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室	2月16日(月) 9:30～ 木曾川町役場3階 大委員会室
3月 (4月)	4月2日(金) 14:00～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター1階 展示ホール	3月29日(月) 9:30～ 一宮地場産業ファッション デザインセンター2階 第1会議室	3月25日(木) 14:00～ 一宮市役所2階 大会議室			3月31日(水) 14:00～ 木曾川町役場3階 大委員会室